

第 10 章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- ・自己点検・評価の実施と結果の公表
- ・情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

1) 「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価体制を整備し、定期的・継続的に点検・評価に取り組んでいる。1997（平成 9）年 3 月、自己点検・評価の活動を第 1 次順天堂大学自己点検・評価報告書としてまとめ、公表して以来、次のように 2 年から 3 年おきに定期的に自己点検・評価を行い、冊子を刊行している。第 9 次以降は毎年見直しを行っている。ホームページにも公開し社会に対する説明責任を果たしている。

（資料 10-1 学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程）

（資料 10-2 順天堂ホームページ 「大学評価」 「自己点検・評価」）

	刊行	対象年度	頁数
第 1 次	1997（平成 9）年 3 月	1995（平成 7）年度	167 頁
第 2 次	1999（平成 11）年 3 月	1996・1997（平成 8・9）年度	277 頁
第 3 次	2001（平成 13）年 3 月	1998・1999（平成 10・11）年度	324 頁
第 4 次	2004（平成 16）年 12 月	2000・2001・2002（平成 12・13・14）年度	447 頁
第 5 次	2006（平成 18）年 6 月	2003・2004（平成 15・16）年度	363 頁
第 6 次	2009（平成 21）年 3 月	2005・2006・2007（平成 17・18・19）年度	270 頁
第 7 次	2013（平成 25）年 8 月	2008・2009・2010（平成 20・21・22）年度	188 頁
第 8 次	2014（平成 26）年 12 月	2011・2012・2013（平成 23・24・25）年度	318 頁
第 9 次	2015（平成 27）年 7 月	2014（平成 26）年度	333 頁

2) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、次のとおり公益財団法人大学基準協会による認証評価（相互評価）を受審し、同協会の定める大学基準に適合している旨の認定を受けている。

受審年	認定期間
2002（平成 14）年	2003（平成 15）年 4 月から 2010（平成 22）年 3 月まで
2009（平成 21）年	2010（平成 22）年 4 月から 2017（平成 29）年 3 月まで

3) 2008（平成 20）年度分以降の自己点検・評価は、大学基準協会の認証評価と同時並行して実施している。同協会の点検評価項目に基づき自己点検・評価を行うことにより、大学設置基準等において大学に求められている基盤や整備の方向性等における本学の現状を客観的に分析することが可能となった。

（資料 10-3 順天堂ホームページ 「大学評価」 「認証評価」）

4) 医学部では、2016（平成 28）年 6 月、日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育評価基準日本版を受審することから同基準に基づき自己点検評価を行っている。

5) 各教授会・研究科委員会の諸活動により、教育プログラムが体系的に運用されているかを検証している。

第 10 章 内部質保証

- 6)各学部・研究科において定期的にワークショップ（ミニワークショップを含む）や FD 研修会等を開催し、教職員の他、一部の FD 研修会は大学院生、学生も参加し、テーマに基づき、教育内容・方法について議論し点検・評価を行っている。
- 7)授業については、原則授業後に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を担当教員にフィードバックし授業方法の改善を図っている。
- 8)2015（平成 27）年 4 月に格付投資情報センター（R&I）より「AA（ダブル A フラット）」の格付を更新し、その結果をホームページにて公表している。2007（平成 19）年 8 月に初めて格付を取得して以来、継続して「AA」を維持している。
 （資料 10-4 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」 「格付」）
- 9)2011（平成 23）年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令で示されている公表すべき情報については、ホームページに「情報公開（基本情報）」、「修学上の情報」、「財務状況」、「事業報告」という項目を設け、本学の現状を公開している。
 （資料 10-5 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」）
 （資料 10-6 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」 「修学上の情報」）
 （資料 10-7 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」 「財務状況」）
 （資料 10-8 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」 「事業報告」）
- 10)各附属病院においては、次のとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める病院機能評価の認定を受け、医療の質の向上に努めている。

附属病院名	認定期間	評価項目
順天堂医院	2015 年 12 月 27 日～ 2018 年 12 月 26 日	国際病院認証(JCI) 大学医療センター病院 認定基準 第 5 版
	2013 年 11 月 17 日～ 2018 年 11 月 16 日	主たる機能：一般病院 2、副機能：精神科病院 機能種別版評価項目 3rdG：Ver. 1.0
	2008 年 11 月 17 日～ 2013 年 11 月 16 日	機能種別版評価項目：Ver. 5.0
	2003 年 11 月 17 日～ 2008 年 11 月 16 日	機能種別版評価項目：Ver. 5.0
静岡病院	2014 年 3 月 15 日～ 2019 年 3 月 14 日	主たる機能：一般病院 2 機能種別版評価項目 3rdG：Ver. 1.0
	2009 年 3 月 15 日～ 2014 年 3 月 14 日	統合版評価項目 Ver. 5.0
	2004 年 3 月 15 日～ 2009 年 3 月 14 日	統合版評価項目 Ver. 4.0
浦安病院	2014 年 4 月 19 日～ 2019 年 4 月 18 日	主たる機能：一般病院 2 機能種別版評価項目 3rdG：Ver. 1.0
	2009 年 4 月 19 日～ 2014 年 4 月 18 日	審査体制区分：4（ver. 5.0）
	2004 年 4 月 19 日～ 2009 年 4 月 18 日	一般病院

第10章 内部質保証

順天堂東京江東 高齢者医療センター	2012年6月15日～ 2017年6月14日	審査体制区分：3 (ver. 6.0)
練馬病院	2014年1月19日～ 2019年1月18日	主たる機能：一般病院2 機能種別版評価項目 3rdG：Ver. 1.0
	2009年1月19日～ 2014年1月18日	主たる機能：一般病院 審査体制区分 3 (Ver. 5.0)

11) 順天堂医院では、国際病院認証(Joint Commission International:JCI)の取得に向けて、2014(平成26)年1月から活動を開始し、同年4月には院長直属の担当部署として病院機能管理室を設置した。2015(平成27)年3月にはモックサーベイ(模擬審査)を行い、指摘事項を踏まえ問題点を抽出した。JCIの評価基準を満たしていない点について、16評価項目毎にチームを立ち上げて、病院横断的に多職種で課題解決に取り組んだ。モックサーベイの指摘事項を踏まえつつ、JCI認定基準・院内ポリシーに準拠した手順書等を再整備の上、院内へ周知徹底し、2015(平成27)年12月7日～11日、本審査を受審した。その結果、2015(平成27)年12月27日付、承認を得た。一部の指摘項目(2評価項目)については、JCIの戦略的改善計画(SIP)を策定するとともにQM委員会等組織体制を再構築し、QI指標の整備・改善を含め、3年後の審査に向け診療(業務)の質の向上を図っていく。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

【評価の視点】

- ・内部質保証の方針と手続きの明確化
- ・内部質保証を掌る組織の整備
- ・自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- ・構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底

- 1) 本学においては、以下の通り内部質保証システムを構築しており、教育・研究の質とともに大学の諸活動の質を保証する体制を整備している。
- 2) 本学全体の内部質保証システムは、自己点検・評価委員会の諸活動の成果をもって充てている。自己点検・評価委員会の実施体制は、学長を自己点検・評価運営委員会の委員長とし、5学部3研究科6附属病院の部門長によって構成されている。
(資料10-1 学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程)
- 3) 理事長が主催し、毎月開催される大学運営連絡協議会において、大学運営全般に関する事項が議論され、情報の共有化を図るとともに、翌月以降の同協議会において、改革・改善状況を確認するシステムが確立されている。同協議会は、5学部3研究科6附属病院の主たる教職員約100名で構成されているが、主要役職者のコアメンバーの他、議題に応じ、関連する教職員も出席しており、職域横断的な業務改善組織として機能している。
- 4) 学長の諮問機関である大学協議会において、全学の教育・研究に関する事項を審議しており、全学的な教学マネジメント体制を構築している。学長の諮問に応じ、全学的な教育課程の編成方針を協議する他、各学部・研究科での教育・研究の質を高める取組みを学長が報告を受け、指示を行うことにより、更なる改革・改善を促すシステムを確立している。
(資料10-9 順天堂大学大学協議会規則)
- 5) 各学部に教授会を置き、学部の教育・研究に関する事項を審議している。各研究科に研究科

第10章 内部質保証

委員会を置き、大学院の教育・研究に関する事項を審議している。それぞれ8月の休会を除き毎月開催しており、定期的に教育・研究の質を保証する仕組みを整備している。また、それぞれの下部組織である各種委員会活動も含めて、3つのポリシーと教育プログラムとの整合性の検証、シラバス内容の充実（到達目標・準備学習の明示、カリキュラムマップ、ナンバリング等）、シラバスの第三者チェック等、教育プログラム充実の取組みを行っている。

（資料10-10 順天堂大学学則 第10節 教授会）

（資料10-11 順天堂大学学部教授会運営規程）

（資料10-12 順天堂大学大学院学則 第11節 運営組織）

6) 授業については、授業毎に授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して、担当教員にフィードバックし、授業内容の充実を図っている。

7) 教育内容等の改善のためのFDは、各学部・研究科にて実施している。全学としての取組みを明確にし、運営を円滑かつ効率的に行うために、FDに関する事項が学長諮問機関である大学協議会の審議事項となっており、各学部における「ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則」が整備され、諸活動が展開されている。

（資料10-13 医学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則）

（資料10-14 スポーツ健康科学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則）

（資料10-15 医療看護学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則）

（資料10-16 保健看護学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則）

（資料10-17 国際教養学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則）

8) 教育・研究、組織運営、施設・設備を総合的にチェックする仕組みとして、監事（役員）と内部監事による財産状況の監査及び業務監査を実施している。業務監査は、自己点検・評価の実施状況、事業継続計画、安全管理、地域社会との関係等の観点から行われている。また、監事は、理事会・評議員会に毎回出席し、理事・評議員と定期的に意見交換する他、複数の地区に出張して直接ヒヤリングを行うことを通して、業務計画及び執行状況を把握している。監事は監査終了後、監査結果に関する報告書を作成し、理事会に提出している。

（資料10-18 監事の職務執行状況）

（資料10-19 監査報告書 2010(平成22)～2015(平成27)年度）

9) 「学校法人順天堂規約管理規程」により、教育・研究・診療に係る法令を遵守し、法人の管理運営上基本となる重要事項及び業務遂行に関して準拠すべき基準を成文化し体系的に整備することを規定している。規約の制定・改廃があった場合は、「順天堂ニュース」で公示し、「学校法人順天堂規約集」に収録し、学内ホームページに掲載している。

（資料10-20 学校法人順天堂規約管理規程）

（資料10-21 学校法人順天堂規約集）

10) 「学校法人順天堂就業規則」で本学の教職員は大学の公共的使命を自覚し、誠実を旨として職務に専念しなければならないということを規定している。

（資料10-22 学校法人順天堂就業規則）

11) 「ハラスメントのない明るいキャンパス・職場とするために」を学内ホームページに掲載し、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントについて説明している。「セクシュアルハラスメントの防止について」も同様に掲載している。各キャンパスのセクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程も整備されている。

第10章 内部質保証

- (資料 10-23 学内ホームページ 「ハラスメントのない明るいキャンパス・職場とするために」)
- (資料 10-24 セクシュアルハラスメントの防止について)
- (資料 10-25 順天堂大学本郷・お茶の水キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程)
- (資料 10-26 順天堂大学さくらキャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程)
- (資料 10-27 順天堂大学浦安キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程)
- (資料 10-28 順天堂大学三島キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員会規程)
- 12) 個人情報保護法により、個人情報の安全保護が求められていることから、関連規約を整備している。また、情報技術面（匿名化、暗号化）からの防衛策を展開している。公共性を有する大学として、情報に関する取扱い・管理を適正に行い、本学の信用を守り、社会からの一層の信頼を得るよう努めている。
- (資料 10-29 情報倫理ガイドライン)
- (資料 10-30 学校法人順天堂情報セキュリティポリシー)
- (資料 10-31 学校法人順天堂個人情報保護に関する基本方針)
- (資料 10-32 情報システム利用に伴う危機対応マニュアル)
- (資料 10-33 順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス学術ネットワーク運営内規)
- (資料 10-34 順天堂大学ソーシャルメディア利用ガイドライン)
- 13) 研究者が、倫理的責任感をもって学術研究活動を行い、社会の期待に応えるよう「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」を定めている。関連規約も整備し、法令遵守の意識を徹底させている。
- (資料 10-35 順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範)
- (資料 10-36 順天堂大学における学術研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程)
- (資料 10-37 順天堂大学利益相反マネジメント規程)
- (資料 10-38 順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程)
- (資料 10-39 順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程)
- (資料 10-40 順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則)
- (資料 10-41 順天堂大学公的研究費に係る内部監査要領)
- 14) 毎年、理事長の年頭所感において、守るべき「順天堂人としての文化・風土について」について表明があり、行動規範が示されている。「順天堂ニュース」、共用掲示板、学内ホームページに掲載され、周知・徹底がなされている。
- (資料 10-42 「順天堂人としての文化・風土」)
- 15) 理事長より、全教職員向けの「7&7：無くすべき意識【7】と持つべき意識【7】」が各職場に配布・掲示されている。危機管理に対する方針が明確となっており、周知・徹底がなされている。また、2015(平成27)年1月の第161回大学運営連絡協議会にて、全教職員向けに「緊急重要課題」が提示され、人材活用・資材活用・資金活用に係る方針について、周知・徹底がなされている。本学の更なる発展のために必要な事項を「各学部教職員として実行すべき10ヶ条」としてまとめ、「順天堂だより」等にて掲載し、理事長メッセージとして示している。

第10章 内部質保証

(資料10-43 7&7:無くすべき意識【7】と持つべき意識【7】)

(資料10-44 第161回大学運営連絡協議会議「緊急重要課題」)

(資料10-45 順天堂だより 「2016 1月号 No.284」)

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【評価の視点】

- ・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・教育研究活動のデータ・ベース化の推進
- ・学外者の意見の反映
- ・文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

1) 自己点検・評価委員会の活動は、2～3年おきに行っていたが、第9次自己点検・評価より、学長のリーダーシップにより、毎年自己点検・評価報告書を作成することになっている。PDCAサイクルを廻し大学改革を推進している。

2) 理事長が主催する大学運営連絡協議会は、8月を除き毎月第2火曜日に開催され、大学運営に係る今日的なテーマに加え、全学的な業務点検・評価が行われている。教育・研究・診療に係る質を担保し、更に質を高めるための職域横断的な業務改善組織として機能し、関係者において、積極的な改善活動が展開されている。

3) 大学協議会は、学長の諮問に応じ開催され、全学の教育・研究に関する事項、学則等重要な規則の制改廃等について審議している。次年度の教育課程の編成に関する全学的な方針については、年2回以上、協議している。文部科学省「大学改革実行プラン」に基づく「私立大学等改革総合支援事業」の評価項目についても、各学部・研究科での改善状況を学長に報告し、更なる改革を促すシステムを確立している。

(資料10-46 大学協議会議事録(平成27年4月22日、平成27年7月21日開催分))

4) 各教授会・研究科委員会は、8月の休会を除き毎月開催しており、定期的に教育プログラムの検証を行っている。3つのポリシーと教育プログラムとの整合性の検証は、第4章-1)-(4)及び第5章-(4)で述べたとおりである。シラバス内容の充実(到達目標・準備学習の明示、カリキュラムマップ、ナンバリング等)やシラバスの第三者チェックについては、第4章-2)-(1)、第4章-3)-(1)及び第4章-3)-(2)で述べたとおりである。

5) 各学部・研究科にて、授業評価アンケートを実施している。第4章-3)-(4)で述べたとおりである。授業内容の充実と改善が図られている。

6) FDの諸活動については、第3章-(4)及び第4章-3)-(4)で述べたとおりである。各学部・研究科の計画に基づき、教育内容・方法に係る定期的な検証を行い、改善が図られている。

7) 監事による業務監査は、毎年複数の地区を選定のうえ、選定地区に出向き、業務執行状況について、直接教職員から聴取・確認している。監査終了後、監事は監査結果を理事会に報告し、各地区の責任者に対し監査結果のフィードバックを実施している。

第 10 章 内部質保証

実施年度	監査対象地区		
2014(平成 26) 年度	本郷・お茶の水地区 (本郷・お茶の水キャン パス、順天堂医院)	練馬病院	高齢者医療センター
2015(平成 27) 年度	浦安病院	さくらキャンパス	浦安キャンパス

- 8) 規約の制定・改廃の際には、当該規約に関係する部門、機関等と合議のうえ、当該規約の主管部署において起案し、文書・広報課に①制定・改廃の理由及び概要、②改廃の場合は条文の新旧対照表を提出することとなっている。文書・広報課は、提出された原案について、規約体系上の位置付け、他の規約との関係、規定内容の整合性について検討し、必要がある場合には規約整備委員会の審議を経たのち、管理区分に応じ必要な手続をとっている。

(資料 10-20 学校法人順天堂規約管理規程)

- 9) 各学部の保護者会活動が活発であり、総会では大学側から学事報告を行っている。学年別保護者懇談会も開催し、保護者からの質問・要望事項を学部運営の改善に繋げるシステムが構築されている。スポーツ健康科学部では、保護者懇談会を地方会場（福岡、広島、大阪、神戸、名古屋、静岡、さくらキャンパス等）でも開催しており、本学が責任をもって教育にあたっていることを説明し、本学の教育に対する理解を深める活動を展開している。

(資料 10-47 大学運営連絡協議会資料「4 学部における父母会・後援会活動への関わり」
(平成 27 年 2 月 10 日開催分))

- 10) 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成 22 年 6 月 16 日付、文部科学省公示）」により、教員の教育研究活動状況についての情報公開が求められたことに対応し、研究者情報データベースをホームページに掲載している。本学の教員がどのような教育・研究活動を行っているかを主体的に社会に発信し、教育・研究の質の向上に資することを目的としている。

(資料 10-48 順天堂ホームページ 「情報公開（基本情報）」 「修学上の情報」 「研究者情報データベース」)

- 11) 文部科学省から認可を受けた大学院の課程設置、入学定員増、学部設置申請（届出）についてアフターケア期間における設置計画履行状況等調査書を提出している。

申請年度	AC 期間	教育研究組織	手続きの種類
平成 26 年度	平成 27 年度～ 平成 30 年度	国際教養学部国際教養学科	学部設置
平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 28 年度	大学院医療看護学研究科（博士後期課程）	課程設置
平成 24 年度	平成 25 年度～ 平成 26 年度	大学院医学研究科（修士課程）	課程設置
平成 24 年度	平成 25 年度～ 平成 26 年度	大学院医学研究科（博士課程）	収容定員変更 (入学定員増) 100 名→120 名

- 12) 本学は、2009（平成 21）年に大学基準協会の認証評価を受審し、適合認定を受けている（2010

第 10 章 内部質保証

(平成 22) 年 4 月から 2017 (平成 29) 年 3 月まで)。その際、7 項目の助言が付された。助言に対し、大学運営連絡協議会や当該学部・研究科における教授会や研究科委員会において検討し、改善を図った。2013(平成 25)年 4 月、同協会から、同助言に対する改善報告書と完成年度に達していない大学院医療看護学研究科の完成報告書の提出を求められ、同年 7 月に両報告書を提出した。2014(平成 26)年 3 月には、同協会より、改善報告書の検討結果(通知)を受理した。「助言を真摯に受けとめ、意欲的に改善に取り組んでいることが確認でき、今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」という内容であった。完成報告書においても、「定員管理、学位授与状況、教員組織についてはおおむね適切と判断でき、目標はおおむね達成されていると判断される。今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」という内容であった。

(資料 10-49 平成 26 年 3 月 17 日付、大基委大評第 149 号 貴大学の「改善報告書」の検討結果について(通知))

(資料 10-50 平成 26 年 3 月 17 日付、大基委大評第 150 号 貴大学の「完成報告書」の検討結果について(通知))

2. 点検・評価

[基準 10]

大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

●基準 10 の充足状況

自己点検・評価委員会、大学運営連絡協議会、大学協議会、各教授会・研究科委員会(その下部組織の各種委員会活動を含む)、監事監査等の諸活動により、定期的に点検・評価が行われ、教育・研究の質とともに大学の諸活動の質を保証するよう努めている。法令に基づいた各種規約が体系的に整備できている。順天堂人としての行動規範も明確になっており、危機管理に対する意識付けもなされている。情報公開については、自己点検・評価報告書、大学の基本情報、修学上の情報、財務情報等をホームページに公開し、本学の諸活動に対する社会的説明責任を果たすとともに、本学への理解を深められるようにしている。

①効果があがっている事項

- 1) 「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」に基づき、定期的に、自己点検・評価報告書をまとめ、ホームページ等で公表している。一方、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、大学基準協会による認証評価を受審し、大学基準適合の認定を受けている。近年は、同協会の点検評価項目に準拠した形で自己点検・評価を行っており、本学の現状を客観的に分析し、長所と問題点を洗い出し、何を改善・改革していけば良いかが明確となっている。第 9 次自己点検・評価より、毎年、点検・評価を実施することにしており、スピード感をもって大学改革を実行し、教育・研究の質を高めるように努めている。

(資料 10-2 順天堂ホームページ 「大学評価」 「自己点検・評価」)

(資料 10-3 順天堂ホームページ 「大学評価」 「認証評価」)

- 2) 平成 27 年度の私立大学等改革総合支援事業では、「タイプ 1: 教育の質的転換」、「タイプ 2: 地域発展」及び「タイプ 3: 産業界や他大学等との連携」で採択された。教育の質向上、地

第10章 内部質保証

域社会との連携及び産学連携が評価された。

- 3) 2015(平成27)年6月に発表された英高等教育情報雑誌「タイムズ・ハイアー・エデュケーション(THE)」の『アジア大学ランキングTOP100』において、本学は第75位となり、発表を開始した2013(平成25)年から3年連続してランクインしている。「教育」、「国際性」、「産学連携収入」、「研究」、「引用論文」の5つの項目で評価されており、本学の教育・研究に係る実績が世界的に認められている。ランクインする日本の大学数が減少する中で、私立大学では、本学のほか、慶應義塾大学、早稲田大学の3大学が3年連続してランクインを果たしている。

(資料10-51 順天堂ホームページ 「順天堂大学 アジア大学ランキングTOP100に3年連続ランクイン」)

- 4) 大学の情報公開については「学校法人順天堂情報公開取扱要領」を策定し、個人情報の保護、個人情報の漏出防止策に配慮しながら、ホームページ、広報誌によって適宜、必要な情報を開示している。毎年、事業報告書を作成しており、財務情報を含めて、広報誌「順天堂だより」において、詳細な解説を付して掲載し、教職員、学生、保護者、卒業生のほか大学関係者にも配布している。また、学校法人基礎調査(私学事業団)における「教育情報調査」のデータを収集し、日本私立学校振興・共済事業団ホームページから「大学ポートレート」として情報公開するとともに、学内ホームページで公的資金の採択状況や学内の各研究所、研究センターの研究業績等の研究情報、産学官連携活動等についても積極的に情報発信している。

(資料10-5 順天堂ホームページ 「情報公開(基本情報)」)

(資料10-6 順天堂ホームページ 「情報公開(基本情報)」 「修学上の情報」)

(資料10-7 順天堂ホームページ 「情報公開(基本情報)」 「財務状況」)

(資料10-8 順天堂ホームページ 「情報公開(基本情報)」 「事業報告」)

(資料10-52 学校法人順天堂情報公開取扱要領)

(資料10-53 順天堂ホームページ 「順天堂大学データ集」)

(資料10-54 順天堂ホームページ 「研究情報」 「研究費採択データ」)

(資料10-55 順天堂ホームページ 「研究情報」 「研究業績データ」)

(資料10-56 順天堂ホームページ 「産学官連携」)

- 5) 格付投資情報センター(R&I)の書面審査及びヒヤリングを経て、「AA(ダブルAフラット)」の格付を維持できている。格付の方向性は安定的である。

(資料10-4 順天堂ホームページ 「情報公開(基本情報)」 「格付」)

- 6) 医学部附属病院においては、外部評価として、定期的に財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定を受けている。本院の順天堂医院では、2015(平成27)年12月、JCIによる国際認証を取得した。これらの評価を通して、病院の現状を客観的に把握することができ、改善すべき問題点が明確になり、具体的な改善目標を設定することが可能となっている。

②改善すべき事項◆

- 1) 研究者情報データベースについて、教育・研究業績等の情報については、更新の通知は行っているが、教員が各自で情報を更新する必要がある、必ずしも最新情報に更新できていない。
(資料10-57 研究者情報データベース登録状況)

3. 将来に向けた発展方策

①効果があがっている事項

- 1) 自己点検・評価の結果、明らかになった問題点に対する改善活動の主体は、当該学部・研究科における教授会や研究科委員会とその下部組織にあたる各種委員会活動に委ねられるが、その改善状況については、学長が改善状況報告書の提出を求め、進捗管理を行っている。文部科学省の大学改革実行プランや私立大学等改革総合支援事業に即し、速やかに PDCA サイクルを廻して、教育・研究の質とともに大学の諸活動の質を高めている。平成 27 年度～29 年度は、大学改革に係る取組みの評価・検証を行い、大学改革の深化発展を図っていく。定期的な自己点検・評価、大学基準協会の認証評価に加え、国際的な認証機関による評価を受ける必要性が高まっている。医学部が先行しており、世界医学教育連盟 (WFME) の国際認証を取得すべく日本医学教育評価機構 (JACME) による医学教育評価基準日本版を 2016 (平成 28) 年 6 月に受審する。2010 (平成 22) 年 9 月、ECFMG (Educational Council for Foreign Medical Graduates) が、2023 (平成 35) 年から世界医学教育連盟 (WFME) 等のグローバルスタンダードに準拠した医学教育カリキュラムの下で教育を受けた卒業生にのみ、米国医師国家試験 (USMLE) の受験資格を与えると宣言したことに対応するもので、国際認証取得により、① 本学卒業生が米国 USMLE の受験資格を得られる、② 本学の医学教育が国際水準であると認められる、③ 推奨されているアウトカム基盤型教育に適合し、質の向上が図れる等の効果があると考えられる。
- 2) 2016 (平成 28) 年度の私立大学等改革総合支援事業では、大学改革を継続し、「タイプ 1」、「タイプ 2」及び「タイプ 3」において、全学的な取組みとして実施できるよう充実を図る。2015 (平成 27) 年度は不採択となった「タイプ 4：グローバル化」の項目に係る改善については、全学を挙げて取り組んでいく。
- 3) 2016 (平成 28) 年度以降も、英高等教育情報雑誌「タイムズ・ハイヤー・エデュケーション (THE)」の『アジア大学ランキング TOP100』の評価を踏まえて、教育・研究に係る改善活動を不断前進の精神で継続していく。
- 4) 教育・研究に関する大学の情報を情報戦略・IR 推進室で一元的に管理し、社会的説明責任を果たすため、ホームページ内外に散在する情報を情報戦略・IR 推進室のページに集約し、公開する。公正かつ透明性の高い運営及び法人が設置する学校の教育・研究の質向上に資するよう、本学の情報戦略及び IR 推進に係る施策を企画・立案していく。
- 5) 格付投資情報センター (R&I) の高格付を維持すべく、定期的な自己点検・評価を実施し大学改革を推進するとともに、安定的な財務基盤のもとで先進的な事業を展開していく。
- 6) 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価は、日本の基準で相互に評価するものであるが、近年は、国際的な評価基準による認証の動きが出てきている。特定機能病院であり、本院の順天堂医院では、2015 (平成 27) 年 12 月、JCI による認証を取得した。国際認証取得は、病院の機能が国際水準に達しているかを点検できる機会となり、教職員の国際水準での FD にもなった。今後は、3 年ごとの更新に向け、医療の質と患者安全の更なる向上を目指して、改善活動に取り組んでいく。

②改善すべき事項

- 1) 研究者情報データベースの登録データの更新は全教員が行うよう周知徹底するとともに、今

第 10 章 内部質保証

年度の未更新者に対して注意を促し、本学教員の最新の教育・研究活動について積極的に社会に発信する。なお、2015(平成 27)年 12 月、研究推進センターのホームページをリニューアルした際に、本学の研究者情報データベースのサイトに researchmap^{*1}へのリンクを追加した。researchmap には外部データベースから業績を自動収集する機能があり、手入力による誤入力やデータ欠損を防ぐなど研究者の負担を軽減できるため、将来的には researchmap への移行を目指す。

^{*1}researchmap とは、国内の大学・公的研究機関等に関する研究機関情報、研究者情報等を網羅的に収集・提供している、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報のデータベースです。researchmap サービスの提供及び運用は科学技術振興機構 (JST) が事業として行っており、本事業において提供するサービスに関する研究開発は情報・システム研究機構 (ROIS)、具体的には ROIS の大学共同利用機関である国立情報学研究所 (NII) が JST の委託を受け行っています。

第 10 章 内部質保証

4. 根拠資料

根拠資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
資料 10-1	総務 10-1	学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程 (既出 資料 2-17)
資料 10-2	総務 10-2	順天堂ホームページ 「大学評価」 「自己点検・評価」 http://www.juntendo.ac.jp/about/hyoka/check_assessment.html
資料 10-3	総務 10-3	順天堂ホームページ 「大学評価」 「認証評価」 http://www.juntendo.ac.jp/about/hyoka/
資料 10-4	総務 10-4	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 「格付」 http://www.juntendo.ac.jp/about/information/ranking.html
資料 10-5	総務 10-5	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 http://www.juntendo.ac.jp/about/information/ (既出 資料 1-15)
資料 10-6	総務 10-6	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 「修学上の情報」 http://www.juntendo.ac.jp/about/information/study.html (既出 資料 4-1-1)
資料 10-7	総務 10-7	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 「財務状況」 http://www.juntendo.ac.jp/about/information/finance.html
資料 10-8	総務 10-8	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 「事業報告」 http://www.juntendo.ac.jp/about/information/report.html (既出 資料 9-1-2)
資料 10-9	総務 10-9	順天堂大学大学協議会規則 (既出 資料 9-1-6)
資料 10-10	総務 10-10	順天堂大学学則 (既出 資料 1-9、資料 4-3-26、資料 9-1-8)
資料 10-11	総務 10-11	順天堂大学学部教授会運営規程 (既出 資料 3-3、資料 9-1-9)
資料 10-12	総務 10-12	順天堂大学大学院学則 (既出 資料 1-10、資料 3-4、資料 4-3-27、資料 9-1-10)
資料 10-13	総務 10-13	医学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則
資料 10-14	総務 10-14	スポーツ健康科学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則
資料 10-15	総務 10-15	医療看護学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則 (既出 資料 3-54)
資料 10-16	総務 10-16	保健看護学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則
資料 10-17	総務 10-17	国際教養学部ファカルティ・ディベロップメント推進委員会運営規則
資料 10-18	財務 10-1	監事の職務執行状況 (既出 資料 9-2-19)
資料 10-19	財務 10-2	監査報告書 2010(平成 22)～2015(平成 27)年度 (既出 資料 9-2-20)
資料 10-20	文広 10-1	学校法人順天堂規約管理規程 (既出 資料 9-1-11)
資料 10-21	文広 10-2	学校法人順天堂規約集 https://srb.legal-square.com/reiki/reiki.com.html
資料 10-22	人事 10-1	学校法人順天堂就業規則

第 10 章 内部質保証

根拠資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
資料 10-23	人事 10-2	学内ホームページ 「ハラスメントのない明るいキャンパス・職場と するために」 (既出 資料 6-35)
資料 10-24	人事 10-3	セクシュアルハラスメントの防止について
資料 10-25	人事 10-4	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパスセクシュアル・ハラスメント防 止人権委員会規程 (既出 資料 6-36)
資料 10-26	人事 10-5	順天堂大学さくらキャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委 員会規程 (既出 資料 6-37)
資料 10-27	人事 10-6	順天堂大学浦安キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員 会規程 (既出 資料 6-38)
資料 10-28	人事 10-7	順天堂大学三島キャンパスセクシュアル・ハラスメント防止人権委員 会規程 (既出 資料 6-39)
資料 10-29	情 10-1	情報倫理ガイドライン
資料 10-30	情 10-2	学校法人順天堂情報セキュリティポリシー
資料 10-31	情 10-3	学校法人順天堂個人情報保護に関する基本方針
資料 10-32	情 10-4	情報システム利用に伴う危機対応マニュアル
資料 10-33	情 10-5	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス学術ネットワーク運営内規
資料 10-34	情 10-6	順天堂大学ソーシャルメディア利用ガイドライン
資料 10-35	研推 10-1	順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範 (既出 資料 7-25)
資料 10-36	研推 10-2	順天堂大学における学術研究活動に係る不正行為の防止等に関する規 程 (既出 資料 7-26)
資料 10-37	研推 10-3	順天堂大学利益相反マネジメント規程
資料 10-38	研推 10-4	順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程 (既出 資料 7-27)
資料 10-39	研推 10-5	順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程
資料 10-40	研推 10-6	順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則
資料 10-41	研推 10-7	順天堂大学公的研究費に係る内部監査要領
資料 10-42	総務 10-18	「順天堂人としての文化・風土」
資料 10-43	総務 10-19	7 & 7 : 無くすべき意識【7】と持つべき意識【7】
資料 10-44	総務 10-20	第 161 回大学運営連絡協議会議「緊急重要課題」
資料 10-45	総務 10-21	順天堂だより 「2016 1月号 No. 284」 (既出 資料 1-20、資料 9 -1-1)
資料 10-46	総務 10-22	大学協議会議事録 (平成 27 年 4 月 22 日、平成 27 年 7 月 21 日開催分)
資料 10-47	総務 10-23	大学運営連絡協議会資料「4 学部における父母会・後援会活動への関 わり」 (平成 27 年 2 月 10 日開催分)
資料 10-48	総務 10-24	順天堂ホームページ 「情報公開 (基本情報)」 「修学上の情報」 「研究者情報データベース」 https://www.juntendo.ac.jp/graduate/kenkyudb/ (既出 資料 3- 45)
資料 10-49	総務 10-25	平成 26 年 3 月 17 日付、大基委大評第 149 号 貴大学の「改善報告書」

第 10 章 内部質保証

根拠資料No.	各部署の 資料整理No.	資料名称
		の検討結果について（通知）
資料 10-50	総務 10-26	平成 26 年 3 月 17 日付、大基委大評第 150 号 貴大学の「完成報告書」 の検討結果について（通知）
資料 10-51	総務 10-27	順天堂ホームページ 「順天堂大学 アジア大学ランキング TOP100 に 3 年連続ランクイン」
資料 10-52	I R 10-1	学校法人順天堂情報公開取扱要領
資料 10-53	I R 10-2	順天堂ホームページ 「順天堂大学データ集」
資料 10-54	I R 10-3	順天堂ホームページ 「研究情報」 「研究費採択データ」
資料 10-55	I R 10-4	順天堂ホームページ 「研究情報」 「研究業績データ」
資料 10-56	I R 10-5	順天堂ホームページ 「産学官連携」
資料 10-57	研推 10-8	研究者情報データベース登録状況